

福岡医発第 2928 号 (総)
平成 25 年 3 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について

標記の件につきまして、日本医師会を通じ厚生労働省医政局総務課長より、周知依頼が参りました。

平成 25 年 1 月 29 日付けで消費者委員会において「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」が取りまとめられ、医療機関における診療の機会に、医師等が患者から健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されていることを踏まえたものです

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、厚生労働省医政局総務課長通知に参考情報として挙げられている「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」は、日本医師会雑誌平成 22 年 6 月 1 日号に同封されておりますとともに、日本医師会ホームページ「お知らせ」内の「健康食品」・サプリメントについて (<http://www.med.or.jp/people/info/knkshoku/000709.html>) にも掲載されております。

記

1. 医療機関における診療の際に、医薬品との相互作用のおそれや健康食品の過剰摂取の疑いがある場合は、当該患者の健康食品摂取状況を確認し、患者に対して必要な注意喚起を行うこと。

2. 独立行政法人国立健康・栄養研究所が作成した「健康食品」の安全性・有効性情報」のホームページ及び厚生労働省医薬食品局食品安全部より適宜発出される健康食品に関する通知等の内容を踏まえて、必要に応じて患者へ情報提供と注意喚起を行うこと。

なお、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例として、既にパンフレット等で周知しているものについて、改めて別紙のとおり示されている。

平成 25 年 3 月 7 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

石 川 広 己



医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局総務課長より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に標記の通知がなされるとともに、本会に対してもその周知方依頼がありました。

本件は、内閣府消費者委員会において取りまとめられた「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」において、医療機関における診療の機会に、医師等が患者から健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されていることを踏まえたものであります。

本会では、小職が第103回消費者委員会（平成24年10月30日開催）に参画し、貴会のご協力を得て実施しております「健康食品安全情報システム」事業を中心として、日本医師会の健康食品安全対策について説明を行ったところであり、あります。

また、同総務課長通知に参考情報として挙げられている「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」は、日本医師会雑誌平成22年6月1日号に同封するとともに、本会ホームページ「お知らせ」内の「健康食品」・サプリメントについて」（<http://www.med.or.jp/people/info/knkshoku/000709.html>）にも掲載しておりますことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知方につきご高配賜りますようお願いいたします。



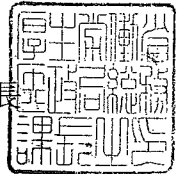


医政総発0228第2号

平成25年2月28日

社団法人 日本医師会 殿

厚生労働省医政局総務課長



医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について（依頼）

平成25年1月29日付けで消費者委員会において「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」が取りまとめられました。当該建議において、医療機関における診療の機会に、医師等が患者から健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されています。

貴職におかれましては、当該建議の内容を踏まえ、傘下の会員に対して下記の事項を周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、各都道府県、保健所設置市、特別区に対しても別添の通り協力要請を行っていることを申し添えます。

記

1. 医療機関における診療の際に、医薬品との相互作用のおそれや健康食品の過剰摂取の疑いがある場合は、当該患者の健康食品摂取状況を確認し、患者に対して必要な注意喚起を行うこと。
2. 独立行政法人国立健康・栄養研究所が作成した「「健康食品」の安全性・有効性情報」のホームページ及び厚生労働省医薬食品局食品安全部より適宜発出される健康食品に関する通知等の内容を踏まえて、必要に応じて患者へ情報提供と注意喚起を行うこと。

なお、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例として、既にパンフレット等で周知しているものについて、改めて別紙のとおり示したので、参考とされたい。

(参考情報)

- 「健康食品」の表示等の在り方に関する建議（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/_icsFiles/afielddfile/2013/02/01/20130129_kengi.pdf
- 「健康食品」の表示等の在り方に関する調査報告（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/doc/201301_kenkoshokuhin_houkokul.pdf
- 「健康食品」の安全性・有効性情報（独立行政法人国立健康・栄養研究所）
<https://hfnet.nih.go.jp/>
- 「健康食品の正しい利用法」（平成 23 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：一般の方を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/kenkou_shokuhin00.pdf
- 「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」（平成 22 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：医師を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/pamph_healthfood_a.pdf

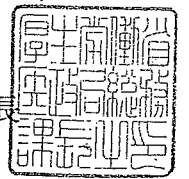


医政総発0228第1号

平成25年2月28日

各 都道府県
保健所設置市 衛生主管部（局）長 殿
特別区

厚生労働省医政局総務課長



医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について（依頼）

平成25年1月29日付けで消費者委員会において「「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」が取りまとめられました。当該建議において、医療機関における診療の機会に、医師等が患者から健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うことの重要性が指摘されています。

貴職におかれましては、当該建議の内容を踏まえ、貴管下の医療機関に対して下記の事項を周知徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

なお、関係団体に対しても別添の通り協力要請を行っていることを申し添えます。

記

1. 医療機関における診療の際に、医薬品との相互作用のおそれや健康食品の過剰摂取の疑いがある場合は、当該患者の健康食品摂取状況を確認し、患者に対して必要な注意喚起を行うこと。
2. 独立行政法人国立健康・栄養研究所が作成した「「健康食品」の安全性・有効性情報」のホームページ及び厚生労働省医薬食品局食品安全部より適宜発出される健康食品に関する通知等の内容を踏まえて、必要に応じて患者へ情報提供と注意喚起を行うこと。

なお、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例として、既にパンフレット等で周知しているものについて、改めて別紙のとおり示したので、参考とされたい。

(参考情報)

- 「健康食品」の表示等の在り方に関する建議（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/2013/___icsFiles/afieldfile/2013/02/01/20130129_kengi.pdf
- 「健康食品」の表示等の在り方に関する調査報告（平成 25 年 1 月消費者委員会）
http://www.cao.go.jp/consumer/doc/201301_kenkoshokuhin_houkokul.pdf
- 「健康食品」の安全性・有効性情報（独立行政法人国立健康・栄養研究所）
<https://hfnet.nih.go.jp/>
- 「健康食品の正しい利用法」（平成 23 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：一般の方を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/kenkou_s_hokuhin00.pdf
- 「健康食品による健康被害の未然防止と拡大防止に向けて」（平成 22 年 3 月厚生労働省医薬食品局食品安全部）
：医師を対象とした健康食品に関する情報提供用パンフレット
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/pamph_healthfood_a.pdf

(別紙)

健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例

健康食品に添加されている成分		医薬品成分	影響
ビタミン類	ビタミン B6	フェニトイン (抗てんかん薬)	薬効の減弱
	葉酸	葉酸代謝拮抗薬 (抗がん剤)	薬効の減弱
		フルオロウラシル カペシタビンなど (抗がん剤)	薬効の増強
	ビタミン K (青汁、クロレラを含む)	ワルファリン (抗凝固剤)	薬効の減弱
	ビタミン C	アセタゾラミド (抗てんかん薬)	腎・尿路結石のおそれ
	ナイアシン	HMG-CoA 還元酵素阻害薬 (高コレステロール血症治療薬)	副作用の増強 (急激な腎機能悪化を伴う横紋筋融解症)
	ビタミン D	ジギタリス製剤 (心不全治療薬)	薬効の増強
ミネラル類	カルシウム	活性型ビタミン D3 製剤 (骨粗鬆症薬)	腸管からのカルシウム吸収を促進
		ジギタリス製剤 (心不全治療薬)	薬効の増強
		ビスホスホネート系製剤 (骨粗鬆症薬) テトラサイクリン系抗菌剤 (抗生物質) ニューキノロン系抗菌薬など (抗生物質)	薬効の減弱
	マグネシウム	テトラサイクリン系抗菌剤 (抗生物質) フルオロキノロン (抗生物質) ビスホスホネート系製剤など (骨粗鬆症薬)	薬効の減弱
	鉄	タンニン酸アルブミン (下痢止め) ビスホスホネート系製剤 (骨粗鬆症薬) メチルドパ (降圧薬) テトラサイクリン系抗菌剤 (抗生物質) ニューキノロン系抗菌薬など (抗生物質)	薬効の減弱
その他	中性アミノ酸	レボドパ (抗パーキンソン病薬)	薬効の減弱
	コエンザイム Q10	降圧薬、糖尿病治療薬	薬効の増強

※相互作用は摂取量が多い場合(濃縮物等) 起こる可能性がある。